

秋田県公報

保安林の指定解除の予定(一〇二五・森林整備課).....	1
大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(一〇二六・商工業振興課).....	1
既存の大規模小売店舗の変更に關する届出(一〇二七・商工業振興課).....	2

告 示

秋田県告示第千二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

告 示

目 次

ページ

郡 市		森 林 の 所 在 場 所		全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
本 庄 市	石 脇	田 頭	地 番	台 帳	見 込 み	見 込 み	面 積 見 込 み	風 害 の 防 備	指 定 理 由 の 消 滅
"	"	田 中	二〇六の二 七	(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)		
			一三七	一、五九三	〇・一六六七	〇・一六六七	〇・一六六七		
				五六九	〇・一四五六	〇・一四五六	〇・一四五六		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第千二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ港北店

秋田市土崎港北七丁目百六十一番一ほか

- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十五年十二月十五日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間
平成十五年十二月二十二日から平成十六年一月二十二日まで

秋田県告示第千二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社なかよし 代表取締役 加賀谷 幸子

秋田市中通四丁目十三番六号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ぱーくなかよし広面店

秋田市広面字蓮沼九十四の一

(三) 変更しようとする事項
小売業を行う者の閉店時刻

(1) 株式会社ぱーくなかよし及びりりカーショップ秋田晴

ア 変更前 午後九時

イ 変更後 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

(四) 変更する年月日
平成十五年十二月十三日

二 届出年月日
平成十五年十二月十二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課
(二) 縦覧期間
平成十五年十二月二十二日から平成十六年四月二十二日まで

四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所

(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

(二) (三)

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄